令和5・6年度

坂戸、鶴ヶ島水道企業団指名競争入札等参加資格者(建設工事)の格付要領

坂戸、鶴ヶ島水道企業団では、令和5・6年度指名競争入札等参加資格者(建設工事)の級別格付について、坂戸、鶴ヶ島水道企業団建設工事等入札参加資格に関する規程(昭和59年4月1日規程第4号)第2条の規定に基づき、次のとおり行っています。

1 資格審查数値

格付に用いた資格審査数値は、令和5・6年度指名競争入札等参加資格審査申請に用いた、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23に規定する経営事項審査結果による申請業種ごとの総合評点(P点)です。ただし、官公需適格組合の認定を受けた者が、特例計算の申請をした場合は、国土交通省が定める特例要領に準じて算定した数値とします。

2 格付基準

前記の資格審査数値により、申請業種ごとにA級、B級、C級及びD級の4級に格付を行っています。

会和5 • 6	3年度指名競争入	札等参加資格者格付基準
----------------	----------	-------------

業者		級別総	合 評 点	(P 点)	
の級別	土木、建築	舗装工事	水道施設	電 気	その他の工事
	一式工事		管 工 事	機械工事	
A級	1000点以上	700点以上	900点以上	1000点以上	その都度企業長
					が定める点数
В級	800点以上	600点以上	700点以上	700点以上	E L
	1000点未満	700点未満	900点未満	1000点未満	同上
С級	650点以上	600 占土港	700点未満	700点未満	同上
	800点未満	600点未満			
D級	650点未満				

3 参加資格及び格付の有効期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日の2年間とし、有効期間中の格付の変更は 原則行いません。

4 指名競争入札等参加資格者名簿の公表

指名競争入札等参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という)は、坂戸、鶴ヶ島水道

企業団財務課の窓口(2階)及び坂戸、鶴ヶ島水道企業団ホームページ(指名競争入札等参加資格審査申請ページ)で一般に公表(閲覧)しています。

5 登録事項の変更

商号、所在地、代表者、代理人、許可の更新等、登録事項に変更が生じた場合は、証拠書類を添えて速やかに変更届を提出してください。ただし、登録業種の変更、追加はできません。

なお、資格者名簿については、毎年度4月及び10月に更新します。

6 資格者名簿からの抹消

- (1) 資格者名簿に登載された者が、次に掲げる事項に該当するときは、資格者名簿 から抹消します。
 - ① 地方自治法施行令第167条の4第1項又は地方自治法施行令第167条の4 第2項の規定及び同令第167条の11第1項において準用する同令第167条 の4第2項の規定により、水道企業団の指名競争入札に参加させないこととされ たとき
 - ② 法人の解散又は個人事業主の死亡から90日を経過したとき
 - ③ 金融機関から取引を停止されたとき
 - ④ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1号の規 定に違反して公正取引委員会から告発、排除勧告又は審判開始決定を受けた場合 で極めて悪質であると企業長が認めるとき
 - ⑤ 刑法第96条の6(公契約関係競売等妨害)の規定により逮捕又は逮捕を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると企業長が認めるとき
- (2) 資格者名簿に登載された者が、次に掲げる事項に該当するときは、資格者名簿 から抹消することがあります。
 - ① 届出を必要とする事項についての届出を怠ったとき
 - ② 営業停止命令、営業の休止・再開、官公需適格組合としての証明を受けられない者となったことについての届出を怠ったとき
 - ③ 資格審査申請書、変更届、添付書類等に虚偽の記載をしたとき

7 経営事項審査結果通知書の提出

坂戸、鶴ヶ島水道企業団の指名競争入札等参加資格者登録を行った建設業者は、毎年度、決算ごとに経営事項審査を受審し、その結果通知書を提出(郵送可)してください。 入札参加資格者登録の有効期間内であっても、審査基準日(決算日)から1年7か月を経過した経営事項審査結果通知書は無効となり、入札等に参加できなくなる場合があります。経営事項審査は、結果通知書が届くまで時間がかかりますので、早めに手続きを行ってください。